



春の「安全・安心まちづくり旬間」について

4月21日（日）から4月30日（火）までの10日間は

春の「安全安心まちづくり旬間」です。

「安全安心まちづくり」について関心と理解を深めることを目的に、県と警察、防犯協会をはじめとする関係機関・団体が緊密に連携し、各種犯罪の抑止対策を集中的に展開する期間であり、県民の皆さんの体感治安を改善し、自主防犯意識の向上を図っていきます。

期間中は

- 1 子供と女性の犯罪等被害防止
- 2 特殊詐欺の被害防止
- 3 鍵掛けの励行による盗難被害防止
- 4 万引き防止



の4項目を活動重点としていきます。

横断歩道は歩行者優先

令和5年のJAFによる「信号機のない横断歩道における実態調査」によると、青森県内の横断歩道手前での一時停止率は、47.4%（前年比-9.3%）でした。

青森県は、全国平均を上回ったものの、未だに半数が停止していない状況です。

車両の運転者は、「**横断歩道は歩行者優先**」の意識を持ち、歩行者は、手をあげる等運転者に合図をして安全に横断してください。

歩行者がいるのに横断歩道手前で一時停止しないことは「**横断歩行者等妨害等**」の違反となります。

特殊詐欺にご注意ください

令和6年2月末現在、青森県内の特殊詐欺の発生状況は

認知件数

9件（前年比-2件）

被害額

約3,854万円

（前年比+約1千万円）



と前年に比較して被害件数は減少していますが被害額が増加しています。

特殊詐欺被害に遭わないためにも、身に覚えの無いお金の話は1人に対応せず、家族や知人、最寄りの警察署または交番・駐在所にご相談ください。

鮫駐在所から一言

昨年度は、駐在所を不在にした期間があり、皆さんにはご迷惑をお掛けしました。

今年度も鮫駐在所で勤務できることとなりました。

皆さんの安全安心を守れる様に頑張りますのでご協力をお願いいたします。

